

令和7年度

白河市まちなか チャレンジ応援事業

中心市街地(まちなか)で交流拠点やお店を開きませんか?
出店に必要な費用を支援します。

申請
受付

令和7年

4/14月 - 5/23金

リノベーション改修支援



交流拠点を
作りたい!

最大 **500** 万円

まちなかチャレンジ支援



お店を
出したい!

最大 **200** 万円

事業承継支援



事業を
受け継ぎたい!

最大 **200** 万円

店舗・住宅セパレート改修支援



お店を
貸したい!

最大 **50** 万円

対象地域

第4期白河市中心市街地活性化基本計画区域

対象事業者

〔リノベーション改修支援・まちなかチャレンジ支援・事業承継支援〕
対象物件を所有又は購入、賃借し自ら事業を行う個人事業主、法人又は団体。

〔店舗・住宅セパレート改修支援〕
店舗、併用住宅、専用住宅を所有する個人又は法人

※賃貸又は転賃を目的に店舗を改修し、自ら店舗経営を行わない方は「自ら事業を行う」に該当しません。



審査の基準

地域の現状把握	☒ 地域の現状やニーズを把握している ☒ 新しいアイデアや視点により地域課題の解決につながる事が期待できる
事業の実現性・継続性	☒ 事業計画や収支計画、資金計画が実現性のある内容になっている ☒ 補助期間満了後も継続的な事業の実施が見込める
事業の効果	☒ 来街者の増加や回遊の向上など、地域への波及効果が期待できる
地域との連携	☒ 商店街や地域住民、他団体との関わりや連携が見込まれる



助成金の種類

01 リノベーション改修支援

対象事業者	商店街団体・中小企業者(個人を除く)・まちづくり団体
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、情報通信業、不動産業、教育・学習支援業等で、その事業が地域の複合的な交流拠点となるもの
補助額	上限額500万円
補助率	1/2(市指定歴史的風致形成建造物は2/3)

03 事業承継支援

対象事業者	中小企業者
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等
補助額	上限額200万円
補助率	2/3

02 まちなかチャレンジ支援

対象事業者	中小企業者
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、情報通信業、専門・技術サービス業等
補助額	上限額200万円
補助率	2/3

04 店舗・住宅セパレート改修支援

対象事業者	店舗、併用住宅、専用住宅を所有する個人又は法人
補助額	上限額50万円
補助率	1/2

支払いまでの流れ



●建物賃借料に係る補助額は月額家賃に補助率を乗じて算出した額と5万円のいずれかの少ない額に月数を乗じた額とする。●原則として3年以上事業を継続する事業計画があること。●宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業でないこと。●フランチャイズチェーン事業の直営店、連鎖販売業、風俗営業でないこと。●原則として1日4時間以上かつ週4日以上営業すること。

対象経費

改装費	内外装工事、設備工事、サイン工事、玄関増築工事、間仕切り工事、設計費、資材購入費等
広告宣伝費	Web広告、ホームページ作成費、チラシ作成・印刷費、ロゴデザイン費等
賃借料	建物賃借料
使用料	インターネット接続費、プロバイダー、レンタルサーバー、ソフトウェアライセンス、事務機器等リース料等

申請・
お問い合わせ

白河市建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進係

その他、詳しい要件等は市ホームページをご覧ください。

HPIはこちら



0248-28-5533 平日 8:30~17:15 machi@city.shirakawa.fukushima.jp